

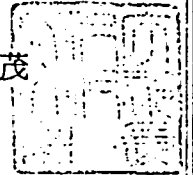
甲第 9 号証 920

文 化 庁

56雑文著第 8 号
昭和56年 9 月10日

第二東京弁護士会
会長 木 戸 口 久 治 殿

文化庁文化部著作権課長
吉 田 茂



弁護士法第 23 条の 2 に基づく
照会について (回 答)

昭和 56 年 8 月 31 日付け発第 81 の 570 号で貴会所属
菅原哲朗弁護士から貴会を通じて照会のあつた標記のことに
ついて、下記のとおり回答します。

なお、照会事項の 1 及び 3 については、菅原哲朗弁護士か
らの申し出により、回答を省略します。

記

照会事項 2 について

照会に係る登録の事実なし。

